

様式第三十二(第二十九条第九号関係)(日本産業規格A列4番)

判定の業務の計画棟数

業務の区分	計画棟数
一 床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物	棟
二 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の建築物	棟
三 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の建築物	棟
四 床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル未満の建築物	棟
五 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の建築物	棟
六 床面積の合計が五万平方メートル以上の建築物	棟

(注意)

1. 事業年度に行う計画棟数を記載してください。
2. 登録の更新の場合には、前事業年度の実績を記載してください。
3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う棟数の計画の根拠を示す書類を添付してください。(登録の更新の場合を除く。)